

議案第 3 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、被保険者等に関する調査に従わなかった場合等における過料の対象者を拡大するため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第15条 市は、被保険者、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは被保険者<u>の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第15条 市は、被保険者、<u>第1号被保険者の</u>配偶者若しくは<u>第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p>